

反障害通信

3 号

05.12.5

在日外国人無年金問題はなぜ解決を阻まれるのか

10月27日、京都在日外国人「障害者」(在日韓国・朝鮮人ろう者7人が原告)一審京都地裁判決に続き、二審大阪高裁判決でも敗訴判決がでました。怒りを禁じえません。原告弁護士は膨大な準備書面を提出してきました。その書面をみると、どう考えても勝訴しかない内容なのです。

どう考えてもおかしいこと

この国の裁判は国を相手にした訴訟は大体負けるものと決まっているようですが、誰がどう考えてもおかしい問題では勝って来ました。HIV訴訟、ハンセン病訴訟。この在日外国人無年金問題も誰がどう考えてもおかしい問題です。

まず、サンフランシスコ条約の締結に伴い、法律ではなく、一片の局長通達ということで旧植民地出身者の国籍を奪ったことがあります。これは国際的な常識に反することでした。ヨーロッパの植民地支配していた「宗主国」では、植民地から本国に来て生活していたひとたちには、その植民地が独立する際には「宗主国」の国籍を取得する権利をもつというのが国際的常識です。日本の場合は国籍を一方向的に剥奪しました。それでも、過去の経過ということで、旧植民地出身者には特別永住権をもつことにしたのですから、そのときに福祉に関わることは日本国籍を持つものと同等にするのがあたりまえではなかったのでしょうか？

ところが国民年金法施行に当たって国籍条項をつくり在日外国人を排除し、その中に旧植民地出身者も含めたのです。この福祉に関わることに国籍条項を作って、永住権をもつ長期にわたって生活する外国人を排除すること自体も国際的常識に反することでした。

さらに国際的流れと批判の中で、難民条約を締結し(その前には国際人権規約を締結しています)、内外人平等とし、それに伴って1982年国民年金法も改正し国籍条項を撤廃したのに、意味不明の法律を作ったのです。というのは、その改正のときに20歳以下の在日外国人「障害者」には、20歳になったら障害福祉年金(現在は障害基礎年金)を支給するとしながら、20歳以上の在日外国人「障害者」には支給しないとしました。これは、そもそも障害年金がふたつの制度に分離していることで(それ自体もおかしいのです)、国は合理性を弁明しようとしています。それは20歳以前から「障害者」だったひとは無拠出で障害年金を受けられますが、20歳を過ぎてから「障害者」になったひとは国民年金を払っていないと拠出制度になっているからもらえないということです。ですが、そもそも在日外国人は国籍条項で排除され制度に入れず、払いたくても払えなかったのです。そのような人たちの前例があります。米国の支配下にあった沖縄・小笠原が日本に「復帰」する際は経過措置(「救済」措置)をとって年金が支給されるようになりました。そして、中国残留孤児の帰国場合、

北朝鮮の拉致被害者の帰国の場合も同様です。難民条約の締結に伴い、内外人平等にしたのだから、それらのひとと差別する・区別する根拠はないわけです。まして、近年になって歴代首相が植民地支配と戦争責任での反省を口にしてきた歴史があります。植民地支配の中でそこで生活できなくなって日本に来た、中には強制連行で無理やり連れられてきた旧植民地出身者には却ってより以上の福祉的処置が講じられるべきです。

この在日外国人「障害者」の無年金問題ではもう、ずっと前から厚生省時代から厚生労働省交渉がなされてきました。その中で、厚労省の職員は「財源がない」「在日外国人に特別な処置を講じると拠出制度が壊れる」という答弁を繰り返してきました。「財源がない」という話は、いまの福祉の切捨て状況下でよく使われる言葉ですが、意味がわかりません。「障害者福祉」は法的に言えば基本的人権というところで行われているものだと思います。まして、今回は障害基礎年金にかかわることです。それが財源がないで切り捨てられるのなら、基本的人権とは言えません。基本的というのはどういう意味でしょうか、ここをベースにして侵害してはならないという意味ではないでしょうか？

そして、この論拠自体が今崩壊しています。

というのは、京都の在日外国人「障害者」の無年金訴訟に引き続いて、学生無年金「障害者」訴訟が全国9箇所ですべて提訴されました。学生無年金というのは、学生（・主婦）が国民年金に一時任意加入制度だった（入っても・入らなくてもどちらでもよい）ときがあり、学生の加入率は1.2%というとても制度とは呼べない低率でした。で、20歳を越えて学生の中に国民年金に入っていない人が、「中途障害者」になった場合は、障害基礎年金をもらえないのです。しかも、今もそうですが、国民年金の制度の中に障害基礎年金の制度があるということを知らないひとが多いのです。で、当時の厚生労働省の坂口大臣の「救済」試案が出され超党派の議員連盟も作られました。で、その中では、在日外国人「障害者」も含めるとして議員連盟で決定されていました。そういう中、東京地方裁判所の学生無年金訴訟の勝訴判決がでて、与党・野党の「救済案」が出てきたのですが、与党案からは在日外国人「障害者」が排除されていたのです。

「特定障害者の特別給付金法」という「救済法」の審議は意味不明のやりとりでした。この法律は議員立法でした。で、議案を作った与党議員が、「なぜ在日外国人を今回排除するのか？」と野党議員の質問に対して「もともと制度外だったから、別の扱いにする」という回答をしていました。意味が分かりません。制度外だったから、拠出制度で払っていないから年金がうけられないという適用を受けず、20未満から「障害者」だったひとと同等の扱いになるべきはずです。そのような内容で、82年に解決すべきことだったので、それを「怠って」今まで解決を延ばしていたのだから「優先的に解決すべき」となるはずです。なぜ「後回し」にされるのでしょうか？

結局、在日外国人障害者「救済」に関しては「必要とあれば議論する」という付帯決議をつけて04年12月に「救済法」は成立しました。「必要とあらば・・・」というのは意味不明です。かつて、早期の解決が必要という国会決議が衆議院・参議院とも通っているからです。

国籍の剥奪、国民年金法の施行時における国籍条項による排除、82年・86年改正の

経過措置を設けないことによる排除に続く。「救済法」からも排除。いったいなぜこんなひどいことを続けられるのでしょうか？

なぜ解決が阻まれるのか—二つのダブルスタンダード

先日の「自立支援法」（これは「自立支援法」といいながら、「自立させない」・被障害者に死ねというような法律）の衆議院の厚生労働委員会の審議の際に、傍聴席からの被障害者（「障害者」）の「わたしたちに死ねというのか？」という発言に対して、与党議員から「まだ死んでない」というやじが返ってきたそうです。この「まだ」という言葉の中に何が孕まれているのでしょうか？ この言葉の中に被障害者がいなくなればいいのだという本音がそこにかいまみれます。表切った議論の中では、人権という言葉が謳われている中で、被障害者に対する本音のようなことは出てきません。ですが、「安定した供給」とかいう文言や、今回の判決にみられる「政治的努力の問題」というごまかしの中で、実際の解決が阻まれていくのです。その根っこには「障害者は生まれてこなかったほうが幸せな存在。生まれてくるべきではなかった存在」という差別的な本音がうず巻いているのです。それは民族問題でも同じです。難民条約の締結の際、内外人平等ということに反対する議員がいました。しかし、それでは国際的關係で許されないと、締結し、国内法の整備として国籍条項は撤廃されました。ですから、内外人平等のはずです。でも、実際には、国民と国民でないものを差別する必要があると思っている議員が多数を占めているのです。表切ってはでて来ません。超党派の議員連盟では、在日外国人も含んでの解決が決せられました。しかし、与党にもちかえったとき、自民党の力を持った議員から握りつぶされました。福祉に関わる議員は、保守の間では力を持たない議員です。今回福祉に関わっていた民主党の議員が総なめ的に落選したこともその一端を示しています。その本音の部分が、議論にならない部分がこの問題の解決を遅らせているのです。

昔から、日本の政治・法律の世界では建前と本音が使い分けられてきました。「前向きに対処します」というのは「やる意志はない」という意味、「検討します」は「考えない」という意味、「責務」は「義務でないからやらなくてもよい」という意味、今回の判決にみられる「政治的努力」は、「やるというポーズをとれば、実際にやる必要はない」、そして付帯決議の「必要とあれば議論する」というのは、「必要がないとわれわれは判断した」ということではないかと思えます。

この政治のダブルスタンダード自体をしっかりと押さえ崩していかなければなりません。

二つの流れ

「在日外国人無年金障害者問題」は、民族問題と障害問題の重なるところにあるという言い方がされています。わたしもしてきました。そして、それは同時に今の二つ流れの重なるところにも位置しています。ひとつは、それは福祉の切り捨てと抛棄制度が作られている流れです。これは抛棄制度というのは自己責任論ということの中で、責任を持てる抛棄するものの相互保障を謳いながら、もう一方で福祉を恩恵としての福祉として固定化強化していくものでしかありません。もうひとつは君が代・日の丸の法制化の流れから、憲法改正・教育基本法の改正、それに呼応する「新しい歴史教科書」づくり・・・一言で言えば国家主義的な流れ、その流れの中で愛国心が語られ、国家が成立するためには国民と

外国人を差別する必要があるという表に出ない（もちろん出しているひともいますが）本音が広がっていつているのです。

ですから、在日外国人無年金問題はまさにこの抛出制度が広がっていくということと国家主義的なことを広めていこうという流れが強くなっている中で、その解決はまさに逆風として位置してしまったわけです。

今後の方向性

わたしは誰が考えてもおかしいことは解決されていくから、この問題もそういうことで解決しえるのではとの思いをもったことがあります。しかし、今はっきりとこの流れを押さえたとき、その流れを変えることなしに解決が難しいのではないかとの思いを持ち出しています。

今、運動総体が「あれもこれも」か「あれかこれか」式の運動に陥っています。無年金の問題は前述したような流れから出てきていることを押さえれば、決して困っている仲間をも捨てて置けないという問題でなく、自らが抱える問題につながっていることであり、まして困っている人を助けて欲しい—助けてもらう、という運動ではありません。そのようなところで運動をやっていたのでは、国の恩恵としての福祉路線に対峙しえません。どのようなところで、この問題に取り組んでいくのかの議論と方針提起が必要です。そういったところでの草の根のネットワークを作りながら、国家主義と抛出制度の流れを押し返す幅広い深化した運動を作り出すことが必要です。もうひとつは、隠れていて議論が成立しにくいとはいえ、幅広い運動をつくり出すことのネックになっている民衆を深くとらえている本音の部分の徹底的批判をしていく必要があるのではと思います。そもそも運動の中で議論が成立しにくい状況になっています。そもそも「障害者運動」の基本的な考え、それは「障害者が生きやすい社会はみんなが生きやすい」というユニバーサルな性格をもった運動の根本が、議論さえできないところで崩されようとしています。今一度きちんと建て直し、きちんとした議論が今こそ必要なのだと思います。

その様なことのひとつとして、「自立支援法」に反対する運動の中で、すでにあがってきているように、障害概念からとらえ返した反障害運動の定立が必要になってきています。そして、国民国家自体を批判のまな板にあげることが必要になってきているのではないかと思います。今グローバルゼーションということがとりあげられ、国民国家の持つ意味を軽視する人が増えているのですが、今の世界システムは差別の継続なしには成立しない、差別がこの社会を成り立たせている、そういう中で国家主義的な流れも出てきていることをきちんと押さえなおす必要があると思っています。

この問題のみならず、すべてのことが今仕切りなおしの局面を迎えています。今一度きちんとした議論の中で、運動の立て直しを図っていかねばなりません。わたしは、まず障害概念のパラダイム転換の仕事を中心に、この判決への怒りを梃子に理論の深化を、そのことの中での仲間づくりを図っていきたくと改めて決意を抱いています。(す)

書評 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』（岩波書店〈新書〉）

中西さんは自立生活センターの運動を担ってきた、まさに切り開いてきたひとです。その言葉には運動を担ってきたひとの言葉の重みがあります。

当事者主体の問題をきちんと提起しています。引用します。この本の核心部分です。

私たちが何よりも「当事者主権」を強調するのは、だれかがだれかの利益を代表し、代弁するという間接民主主義型の代表制組織に陥らないためである。自立生活センターが、運営委員会の半数以上を障害当事者が占めると規約で決めていることも、その姿勢のあらわれである。それはともすれば支援者が障害者のニーズを代弁し、非障害者が効率の原理のもとに自分たちの基準に合わせてものごとを進める傾向に歯止めをかけるためでもある。障害者の当事者運動が、非障害者を中心とした現状の社会のルールにむりやり自分たちを合わせる代わりに、障害を障害と感じなくてすむ、ユニバーサル社会のためにルールを作りかえようとしているときに、障害者運動を効率の名のもとに非障害者中心で進めるのは自殺行為であろう。（P 108）

上野さんは70年以降の新しいフェミニズムの流れの中で、フェミニズムの旗手ともいわれていたひとです。『構築主義とは何か』という書の共著編集もし、性差別の問題で問題提起してきたひとです。

フェミニズムの当事者主体の問題として、「誰も誰をも代表しない、誰も誰にも代表されない」（P 107）という言葉を取りあげています。

これはむしろ、60年代後半からおきた学園闘争の只中で全共闘がポツダム自治会（議会制民主主義）批判として突き出したものではなかったのでしょうか、全共闘運動は決定と執行の一致という理念で間接民主主義や秩序というものが差別を生み出すとして、新しい関係のあり方を模索しました。その中で語られていた言葉です。以降差別を問題にする市民運動の中で、このことが謳われ、そして新しい運動の形を生み出してきました。

今日「障害者運動」の基本的な理念として、自己決定があるという認識が広まってきていますが、ともすれば運動の効率性の中で、当事者主体の問題が脇に押しやられる、それはまさに中西さんの言うように、運動の死を意味します。それは単に「障害者運動」だけでなく、「障害者の住みよい社会はみんなの住みよい社会である」という障害問題がこの社会の根底のあり方を指し示しているという意味において、あらゆる運動に関わる問題です。この本は運動に関わるひとたち、被差別当事者に、ぜひとも読んでもらいたい本です。

さて、主題の議論としてはわたしも共鳴しえたのですが、いくつかの疑問点を感じています。

ひとつはチケット制度の導入の提起、これはそのものとしてはよりベターなことでしょうが、それは未だに一般的に支配されているかわいそうな人を助けてあげる関わりよりも、労働として割り切ってもらったほうが良いというベターに過ぎず、お金を絡ませることがお金やそれに代わるチケットを手渡すのが当事者である場合であっても、そのお金が当事者が稼いだお金でない限り、むしろ関係がおかしくなる問題も起きてきます。確かに事業を立ち上げた「障害者」は雇い主と雇用者の関係ももちますが、それはみんながそうはならないわけで（ねずみ講的な限界にあたります）、むしろ複雑な関係にしかなりま

せん。お金を払っているからーもらっているからプロだ、きちんと仕事をしろという論理を持ち出すと、お金の分しか仕事をしないと、誰から出たお金かという本音が見え隠れする労使関係も絡めた複雑な関係にしかならないのではないのでしょうか？問題はお金やチケットを誰が渡すかでなく、介助の理念をきちんと押さえることではないかと思うのです。

そのあたりの問題がいまひとつはつきりしません。それはこれまでの枠組みの中で一医療モデルに引きづられて一障害をとらえていることからの限界のようにわたしには思えてなりません。

さて、前述したように上野さんには『構築主義とは何か』という編集共著の本を出しているのですが、性差別の問題で構築主義を問題にした人がなぜ、それを障害の問題でも取り上げなかったのか、という疑問を持たざるを得ません。

上野さん流の対話のやり方なののでしょうか？

たとえば、属人主義から属性へということを書いています、これでは「障害者が障害を持っている」という論理にしかなりません。今実体主義なり本質主義批判としてパラダイム転換が話題になってきています。そのあたりは上野さんがフェミニズムで語ってきたことで、その地平からすれば、障害問題では「障害者が障害を持っている」というような、実体ー属性の実体主義自体の批判に踏み込んでいくことになるはずですが。

更に、中西さんの文で、中西さんが被障害者（「障害者」）になって最初に立てた問題「今後一生介助を受けなければ生活できない。哀れみの福祉は受けたくない。どうすれば能率と効率を重んじる資本主義社会にあって、もっとも劣等な労働力として位置づけられる障害者が、介助を受けながら非障害者とのあいだで対等な関係を持てるだろうか」という言葉の中に今日の社会の障害問題の根源的ともいえることが端的に現れています。「労働力価値」ということが障害問題の土台としてあるということでないかと思えるのです。ただ、そこで、どうも分からないのは、そこまで中西さんが問題を押さえたら、「労働力の価値が問題にされる資本主義社会では障害者差別はなくなる、資本主義社会自体を止揚する必要がある」という思いには至らなかったのでしょうか？そもそも労働力の価値がなぜ浮かび上がってくるのかということの問題にしていくことになるはずですが。なぜ、その回路を閉ざしたのでしょうか？閉ざしたがゆえに、一般的に使われている「当事者主体」ではなく、結局人権ということで差別を抑止する「当事者主権」という表題がでてきたのではないのでしょうか？わたしは人権論という空虚な話では闘い得ないのではと思っています。人権論では本音と建前のダブルスタンダードに陥ります。その本音の部分で崩す論理の組み立てが必要なのだと思っています。

最後に唐突に出てくる差別禁止法のあたりについても、結局資本主義の枠内では、差別禁止法が機会均等法にしかならず、被障害者を抑圧する競争原理に乗った話にしかならず、被障害者への抑圧と分断にしかならないのではないのでしょうか？

いろいろ批判してきましたが、そのようなことがあるにせよ、当事者主体について展開したこの本は反障害運動の中の必読書として歴史的に評価されていくと思います。

「ろう文化宣言以後」の以後

—コミュニケーション被障害者(「言語障害者」)の立場からの再提言—

『現代思想』という雑誌に「ろう文化宣言」という文が掲載されたのが10年前の3月です。その「宣言」はかなりのインパクトを持っていました。わたしはこの「ろう文化宣言」の著者のひとりである木村晴美さんの「D」という個人紙時代から文を読み、自分の論形成とりこみ、被障害者(「障害者」として)の生き方でも勇気づけられました。「ろう文化宣言」に共鳴しえる、その意義というようなことをわたしなりにいくつか考えていました。現時点からのとらえ返しも含みつつ、改めて整理してみます。

「ろう文化宣言」の持った意味

ひとつは言うまでもなく、それはそれまで手話を音声言語に従属する言語のようにとらえられていたことを、音声言語とは別の独自の言語であり、そして比較言語論の定説のようなこととしてその優劣を比較されるようなことではないとはっきり突き出したことです。

第二に、障害の医療モデル—生物学的なモデルを批判する内容をもって、「ろう者とは手話を第一言語とするひとたちである」という規定を持ち出したことです。

第三に、手話という言語の問題から、ろう者の受ける差別の問題を民族問題の類比から導き出し、口話主義の押し付けを民族差別の同化に類比し、それが差別であることをはっきり提起したことがあります。そして民族問題に比して、ろう文化という突き出しをなしたこともあげえろと思います。

ろう文化宣言への批判

さて、この論文—宣言はいくつもの波紋をもたらしました。

I. ひとつは「手指日本語」となずけた、日本手話と区別した言葉を使う人たちからの反発

II. もうひとつは、被障害者サイドから「ろう者が自分たちは障害者ではないというならば他の障害者でも同じような主張ができるのではないか？」という批判

III. それから文化の強調が分離主義的排他的なところに陥っているという文化主義批判の問題があります。

IV. そしてもうひとつ、ろう者規定があいまいになっているという批判

Iに関しては、従属する言語ではないという突き出しで、日本語対应手話ともいわれた「手指日本語」と区別する必要があったのですが、IIIともつながって通訳者も巻き込んで、「難聴者」「中途失聴者」サイドからの反発が出ていました。

IIに関しては、わたしもこの宣言が出た後に、被障害者の立場からすぐ、基本的に共鳴しえる、この宣言が出た意義は大きいとコメントしつつも、疑問に感じることを文にしました。それは、「自分たちを障害者というよりは、むしろ言語的少数者として扱うよう社会に対して求め始めた。・・・ろう者とはある種の「民族」なのだと主張していた」というような提起に対する違和感の表明でした。「そもそも障害とは何か、障害者とは何か、さらには民族とは何かの規定抜きに、そのような提起の仕方をするのはおかしい。そもそもろう

者は障害者とはいえないというような規定をするのなら、他の障害者の「わたしたちは障害者ではない」というような主張をどうとらえるのか」という主張をしました。「車椅子の障害者」の「バリーがなかったらわたしたちは障害者ではない」というような突き出し方をしている例を持ち出しての提起です。

Ⅲの問題は、「ろう文化宣言」以降、「ろう文化」を語るひとの中で、かなりいろんな意見が出ていることです。そしてこの辺りはあまり文にはされない、木村晴美さんを中心に講演の中などで語られてきたことがあります。確かに「ろう文化」ということがあり、とりあえず「聴者の文化」と違うことがあると言いますが、「ろう文化」というとき、ニュアンス的に自分たちが批判してきた生物学的決定論的なところに陥っているのではないかと思える内容も出ています。聞こえないということとかなり結びついた文化の形成ということはありません。呼びかけ方の違い、話の割り込み方のルール、などなど。しかし、意思表示のストレートさとかいう話になると、それは聴者でも国によって違うし、日本の中でも地域の文化の違いも在ります。さらに、「ろう者は政治が嫌いである」という話など、それは日本手話を読み取れる通訳者が少なく、また実際に情報から遮断されて排除され差別されてきた「結果」にすぎないのではないかと思える話まであります。電車の放送を通訳する聴者に「余計なことをする、降りる駅を乗り越しても、戻ればよいだけだ、それがろう文化だ」というような話まででてくると、差別を差別として押さえられない中で政治嫌いになっているだけだとしか思えません。確かに「ゆっくり」という文化は「障害者文化」として、他の被障害者にもありますが、交通機関なども含めて、「聴障者」の存在を無視して社会が作られていくことに、なぜ怒りをもたないのでしょうか？

これらのことが文化ということの中身のとらえ返しぬきにした文化の違いの強調から、「難聴者」や「中途失聴者」との共通の課題を見付け得ない、反発してしまう現状も見出せます。

ろう文化を語る人の中でもいろんな主張があり、文化の違い認め合って、それぞれの文化を尊重する多文化共生論というようなところでの話も出ていますが、逆に文化の違いから排他的分離主義に陥る、いわゆるデフナショナリズム的な主張もあります。後者はろう者国・コミュニティ作りに繋がりそうなことなのですが、少なくとも日本ではそのような話は出てきません。いわゆる 90%ルール（「ろう者」の両親から生まれる 90%が「聴者」、「ろう者」の両親から生まれる 90%が「聴者」）があるから困難だという主張です。これこそが生物学規定の受け入れでしかありません。ろう者とは手話を第一言語にするひとであるという規定からするとコーダもろう者になりえます。そして、小さいときに手話を第一言語にすることを選択した聴者もそのコミュニティに参加しえるはずですが。実際にはそんな話は絵空言だという反論が出てくるかもしれません。確かにろう者の国づくりは意味がないと思います。というのはそこで今日グローバルゼーションといわれている南北問題がおきるからです。そして、今多くの南の国から北の国に出稼ぎに来る人がいるようなことが起きるのだと思います。でも、そもそも民族問題に比するのなら、多言語社会のルールをきちんと取り入れるように要求すべきことではないかと思います。ろうの国のみならず、政治的権利のようなことも 90%ルールなることを持ち出して不可能だという思いになって

いるのではないか、そこでの政治嫌いではないかと思えるのです。これ自体もわたしは生物学的決定論だと思っています。これはIVで述べます。

フェミニズムでも文化主義批判があるのですが、きちんと差別を差別としてとらえられない中で、「ろう者の政治嫌い」の主張ともつながって、「聴覚障害者」として抱える共同の問題の解決をきってしまう傾向もあったのではないかと思います。そういうことも含めて、今一度文化の中身をきちんと押さえなおす必要があるのではと思います。

IVの問題は、きちんと問題が整理されていないのではないか、ぶれているのではと感じられる問題です。それは、ろう者とは手話を第一言語にするひとたちであるという規定をしつつ、一方では、手話をほんとに身につけえるのはデフファミリーだけだというような規定をしたり、聴者は手話を身につけ得ないというような話です。

今日このような提起のブレが出てきた背景を考えたときに、わたしは手話という被差別者の言語において、被差別の当事者性の立場からの総体として抑圧的な立場にいる聴者がその被差別者の言語を学習することへのろう者の反発の問題があるのだと考えています。たとえば、音声言語においても、アジアの言葉を学ぶときにでて来る問題があります。資本が輸出される、経済進出がおき、経済支配される国の言葉を経済進出する側がその国の言葉を学ぶことがその国の人たちにとって抑圧的になってしまう構造の問題です。いったいどのような立場で学ぶのか、その国の人たちの立場からその国の言葉を学ぶのか、抑圧的に立ってしまう立場の国の抑圧する立場から言葉を学ぶのかの問題が出てきます。障害問題では、その上に国の福祉政策が、権利としての福祉ではなく、結局恩恵としての福祉の枠内に位置づけられ、そのことに規定されて、手話通訳者の多くがかわいそうな人たちを助けてあげるのだという差別心情から抜け出せないで動いている問題も出てきます。そういったことに対する被差別者の立場からの反発がろう者の「手話はわたしたちの言語である」という突き出しが、聴者は手話を本当に身につけることができないという主張につながっているのではないかという思いをわたしは思ってしまったのですが、実際はどうなのでしょう？

「ろう文化宣言以後」

IVで指摘したぶれは、2000年に出された『聾の経験』という本の付録的につけられた「ろう文化宣言以後」という文の中で、「私たちは、「耳が聞こえないこと」を「障害」とみなす「病理学的視点」を否定するつもりはない。」ということで、「ろう者とは、日本手話とは異なる言語を話す、耳の聞こえない言語的少数者である。」という生物学的規定への逆戻りという形でとりあえず収束してしまいました。

さて、障害問題のパラダイム転換として医療モデルー生物学的規定から社会モデルへの転換を主張してきたわたしの立場からこのあたりの問題をきちんと整理して提起してみたいと思います。

まず、手話の言語としての独自性なり対等性の主張をするなら、なぜ聴者は手話を身につけえないとしたのでしょうか？ ろう者に口話の限界があるとしても、聴者に手話を身につけえることへの限界がどうしてでてくるのでしょうか？ もし限界があったら、音声言語の手話に対する優位性という主張に屈服することになります。実際コーダー（ろう者の

両親から生まれる聴者の子ども) が手話を第一言語にしえる可能性があることは多くのひとから述べられています。でも、実際多くはバイリンガルになるにしても、音声言語の方が第一言語的になります。そのあたりのことを自然性の問題と取り違えているのです。実際そうなるのは、そのほうが社会的に有利だからです。補聴器をかければ聞こえる「難聴者」が補聴器に頼ることも同じ構造があります。そこに差別があるからです。このあたりのことは、そもそも手話という少数言語使用者という規定にも現れています。なぜわざわざ少数言語という規定をしたのでしょうか？ わたしには民族問題に比して差別のマイノリティ理論に陥っているとしか思えません。差別はマジョリティーマイノリティの問題ではありません。差別がマジョリティーマイノリティの問題であれば、数がほぼ同数の「男性の女性に対する支配」の問題が説明できません。植民地において、入植者がなぜ圧倒的多数の先住民を支配しえるのかの問題も出てきません。これは力関係の問題です。この混乱はフェミニズムにおいて「女性というマイノリティ」という規定を使い、マイノリティという言葉に力の弱いものという意味を付帯していく混乱にも端的に現れています。このあたりの問題は、前出したろうの国・コミュニティづくりの困難さという主張にもつながっています。

わたしは手話が「国語」として認められるなら、当然テレビなどで手話と音声言語の並立が必要になり、手話ができるひとたちの社会進出が大きくなり、英語などを学ぶよりも、手話を学ぶというようなことができて、今の日本の幼児教育に英語を取り入れるよりも手話を幼児から学ぶ事が増えて、ろう学校が、手話学校として手話を第一言語として学ぶ学校として大幅にふえていくのではという思いを持っています。

「ろう文化宣言以後」の以後－「ろう文化宣言」の現在

さて、「ろう文化宣言」が出た直後、反発もありましたが、手話と音声言語を一緒にするシムコムはおかしいという主張に共鳴するひとがかなりでて、声を出せるろう者も声を出すのをやめたり、聴者もろう者のいるところでは声を出すのをやめて、読み取り通訳してもらおうというようなことがおきていました。その後、10年になりますが、その与えたインパクトはどうなったのでしょうか？ 日本手話ということへの認知が進み、日本手話の講習会も開かれています。しかし、公的な手話講習会は、統一テキストの導入などで、シムコム的なところから抜け出せていないのではないのでしょうか？ ひとつ変わったのは、手話サークルで、声だけで話していると、「この空間では初心者以外は声だけで話すのは禁止、声だけで話すなら外に出てください」と叱られていたのが、平気で声だけでおしゃべりするひとが増えてきたということです。木村さん自身が「聴者同士が声だけで話すのは当たり前、それを批判するろう者がいるがわたしはそうは思わない」という主張をしたことの影響でしょうか？ 共生ということが差別的関係の中で抑圧にしかならないということでの、分離主義的な志向が続いているようです。それでも、多くのろう者が、聴者が声だけで話をしているのをみて、自分たちの存在を無視する－排除する、社会の縮図をそこに見て反発しているのではないのでしょうか？

わたしが「言語障害者」の立場で、「コミュニケーション障害の共通性において将来一緒に運動するために」と手話を学びは閉めたのは国際障害者の10年の期間でした。そのス

ローガンは「完全参加と平等」を謳っていました。手話をコミュニケーション手段としてしか考えていなかったわたしが、手話を学ぶ中でろう文化ということを感じ、手話を学ぶというのは、ろう者の社会に参加することだ、他の被障害者の問題も含めて「なぜ、障害者が差別的な健常者社会に参加しないといけないのか、わたしたちにも差別する権利を与えよ、とでもいうのか」という思いを持ったものです。最近、声なしで手話をしていると、「声を出してください」とか、「聴者が声なしで手話をするのは不自然」とか言われることがあります。確かに講習会あがりのわたしの手話は日本手話になっていないで、それで不自然なのかもしれません。またそんな下手な手話は読み取れないというのかも知れません。しかし、「ろう文化宣言」が突き出した地平を理解できない人が増えているとしか思えないのです。そして、ろう文化の中に入れていないで（わたし自身も入れていませんが）、その周辺で、聴者同士の交流をし、ろう者の読み取りにくい手話を使っているとしか思えないのです。

さて、およそ宣言というものは、過去の歴史を見ると差別の問題をとらえ、その差別と闘う宣言として出されてきました。この「ろう文化宣言」も手話が音声言語と対等な言語として認められない差別を取り上げ、その差別に対して闘う宣言としてあったわけです。ですが、それは結局ちゃんと差別に対峙する宣言になっていないのではないかとわたしは感じています。それはこの宣言が「ろう者宣言」でなく、「ろう文化宣言」として出てきたことにもあるのではと思います。文化ということに限定したから、他の差別の問題がとらえられなくなります。端的には前述の電車の中の聴者の通訳をいらぬおせっかいとしてとらえ、差別ととらえる観点を落としていることです。そして、ろう者の問題を民族問題として類比してとらえながら、そこから出てくるであろう、ろう者の国づくりが議論に上がっていかないことも、ろう者の政治嫌いの話として繋がっています。ろう者の多くは政治に関心を持たないという一般的傾向はあるにせよ、それをろう者の自然的性格のようにとらえてしまっています。ですが、これはろう者が政治から排除されてきた、そして参加するにも十分な通訳が準備されてこなかった、そこからおきてきたことではないでしょうか？それをろう者が持っている本来的性格のようにとらえ返しをするのは、まさに社会的な関係から生まれてきたことを自然的な関係としてとらえることで、わたしたちは生物学的規定には組しないと突き出した地平からの後退ではないかと思えるのです。わたしは吃音者です。吃音者にも不発に終わった「吃音者宣言」があります。わたしはそれを乗り越えるべき方向性を提起してきた経験があります。ろう者自身も今一度文化宣言にとどまらない、「ろう者宣言」をろう者自身の手によって出されることを期待しているのですが、・・・。

「ろう文化宣言」から10年の節目に今一度きちんとした議論を引きおきこして欲しいと願っています。

HP 更新通知・掲載予定

- ◆「反障害通信3号」アップ(05.12.5)
- ◆「杉野昭博「障害」概念への脱構築―「障害」学会への期待」との対話」…「通信4号」に掲載予定

◆「障害者差別禁止法 [要綱案]」との対話」アップ・・「対話を求めて」から入る
(編集後記)

◆今回は「反障害原論」はお休みです。次回掲載予定の杉野論文との対話の中で、反障害原論の核となる部分を書き始めていたのですが、ちょっと時間がかかりそうで、次回に回し、もう少し練ります。

◆最近、対話の不成立ということをあらゆる場面で痛感してきています。誤解のないように書いておきますが、わたしは自分を民主主義者だとは思っていません。むしろ戦後民主主義を批判してきた過去があります。今回の「通信」でとりあげた「書評」でも問題にしているように、障害を問題にしていくとき、その核心的なこととして「自己決定」の問題が浮かび上がってきます。確かに、「自己決定といっても、自己とは何かという問題があり、自らが不利益になることも含めた、決定を誘導される」という問題もあります。しかし、それでも、自己決定をないがしろにすることは運動の死を意味するし、被障害者当事者の存在を否定することを意味します。一体どうして、被障害者に被障害者サイドで関わるひとたちや運動の関わるひとたちが対話を切ることができるのか、根本的なことが抜け落ちている。そしてそれは被障害者の存在そのものを否定する論理でしかない、という怒りをともなった思いを持っています。

◆一応順調に発刊を続けて、三回を重ねたので、何とか「三日坊主」にはならないで、ペースをつかめそうです。定期発刊にすると詰めが足らなくなりそうなので、次回からはもう少し、隔月刊を大雑把にするつもりです。読者を広げて対話を広げる予定です。過去何回も陥ったように個人紙の袋小路に陥らないためにも。

◆杉野論文との対話は一応書き始めていますが、ひょっとしたら、「反障害原論」の中に織り込んでしまうかも知れません。一応ちゃんと書き上げ、対話を試みるつもりでいます。

◆次回4号は新年になります。

反障害研究会

■会の性格規定

今、障害という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」に、障害概念のパラダイム（基本的考え方）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方の議論への参加の中で、ともに深化と広がり求めていきたいと願っています。

■連絡先

東京都豊島区北大塚3丁目 13-15-202 杉本博幸

Eメール hiro.ads@f7.dion.ne.jp

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>